

財産評価 ～定期金に関する権利①～

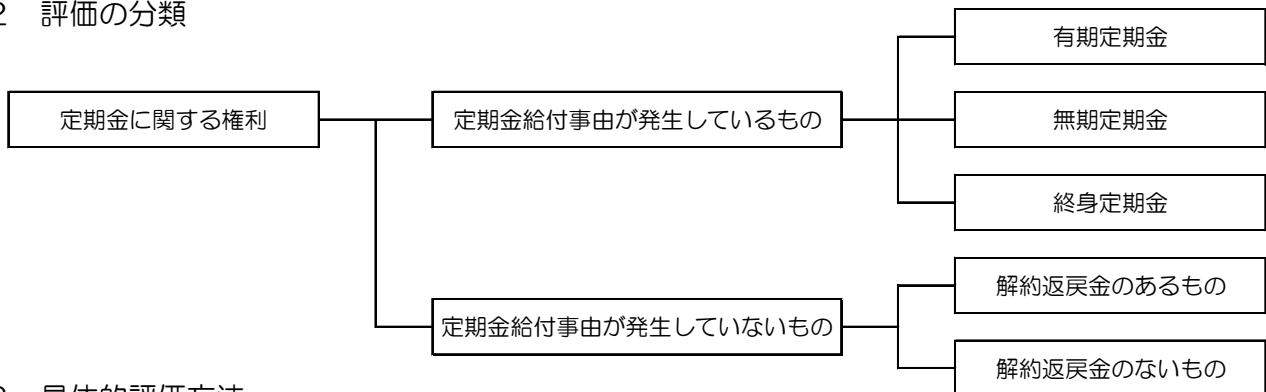
今回は定期金に関する権利の評価について見てみます（定期預金ではありません）。
実はこの定期金に関する権利の評価はNO.2 で取り上げたものです。（平成 22 年改正）



1 定期金に関する権利とは

定期金に関する権利とは『定期金給付契約によりある期間にわたって、金銭等の給付を受ける権利』です。身近なところでは、若いうちに保険料を払っておいて65歳から一定期間（10年とか終身とか）にわたり年金が支払われる個人年金契約などが該当します。

2 評価の分類



3 具体的評価方法

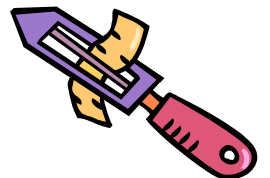
①定期金給付事由が発生しているもの（例：年金支給年齢に達した）

I 有期定期金

有期定期金とは、10年間や15年間といった給付を受ける期間がきまっているものです。

下記 i～iii のうち、一番多い金額が評価額になります。

- i 解約返戻金の金額
- ii 定期金に代えて一時金で受け取ることができる場合の一時金の金額
- iii $1 \text{年あたりの平均額} \times \text{残存期間に応ずる予定利率による複利年金原価率}$



II 無期定期金

無期定期金とは、永久に給付を受けることができるものです。現在はほとんどありません。

下記 i～iii のうち、一番多い金額が評価額になります。

- i 解約返戻金の金額
- ii 定期金に代えて一時金で受け取ることができる場合の一時金の金額
- iii $1 \text{年あたりの平均額} \div \text{予定利率}$

III 終身定期金

終身定期金とは、死ぬまで給付を受けることができるものです。

下記 i～iii のうち、一番多い金額が評価額になります。

- i 解約返戻金の金額
- ii 定期金に代えて一時金で受け取ることができる場合の一時金の金額
- iii $1 \text{年あたりの平均額} \times \text{平均余命に応ずる予定利率による複利年金原価率}$

